

海洋汚染拡大防止のための遮水壁の基本方針

1．目的

1～4号機の既設護岸の前面に遮水壁を設置することにより、地下水による海洋汚染拡大防止を図る。

2．対策の基本方針

福島第一原子力発電所においては、震災後、建屋内の滞留水の一部が2, 3号機のピット等を通じて海洋へ流出した事象が発生したことから、コンクリートや水ガラスによるピット等の閉塞、港内にシルトフェンスやゼオライト入り土嚢および海水循環型浄化装置の設置、さらに1～4号機スクリーン室に角落しの設置（スクリーン室の閉塞）等、海洋汚染拡大を防止するための様々な対策を講じている。

現時点では、建屋内の滞留水の水位はサブドレン水（地下水）と同程度であるため、地中内へ大量に流出することはないと考えられるが、今後、滞留水が地中内へ流出し、海洋汚染を拡大させる可能性は完全には否定できない。

このため、図-1に示すとおり、1～4号機の既設護岸の前面に十分な遮水性を有する鋼管矢板による遮水壁（海側）を設置する。これとあわせて地下水の管理について検討し、海洋汚染拡大防止に対して万全を期すこととする。

3．今後の予定

遮水壁（海側）については、この基本方針に沿って設計を早期にとりまとめ、ステップ2の間に工事着手する。

また、1～4号機の原子炉建屋周りの遮水壁（陸側）については、「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」のとおり、ステップ2終了までに調査・検討する。

以 上

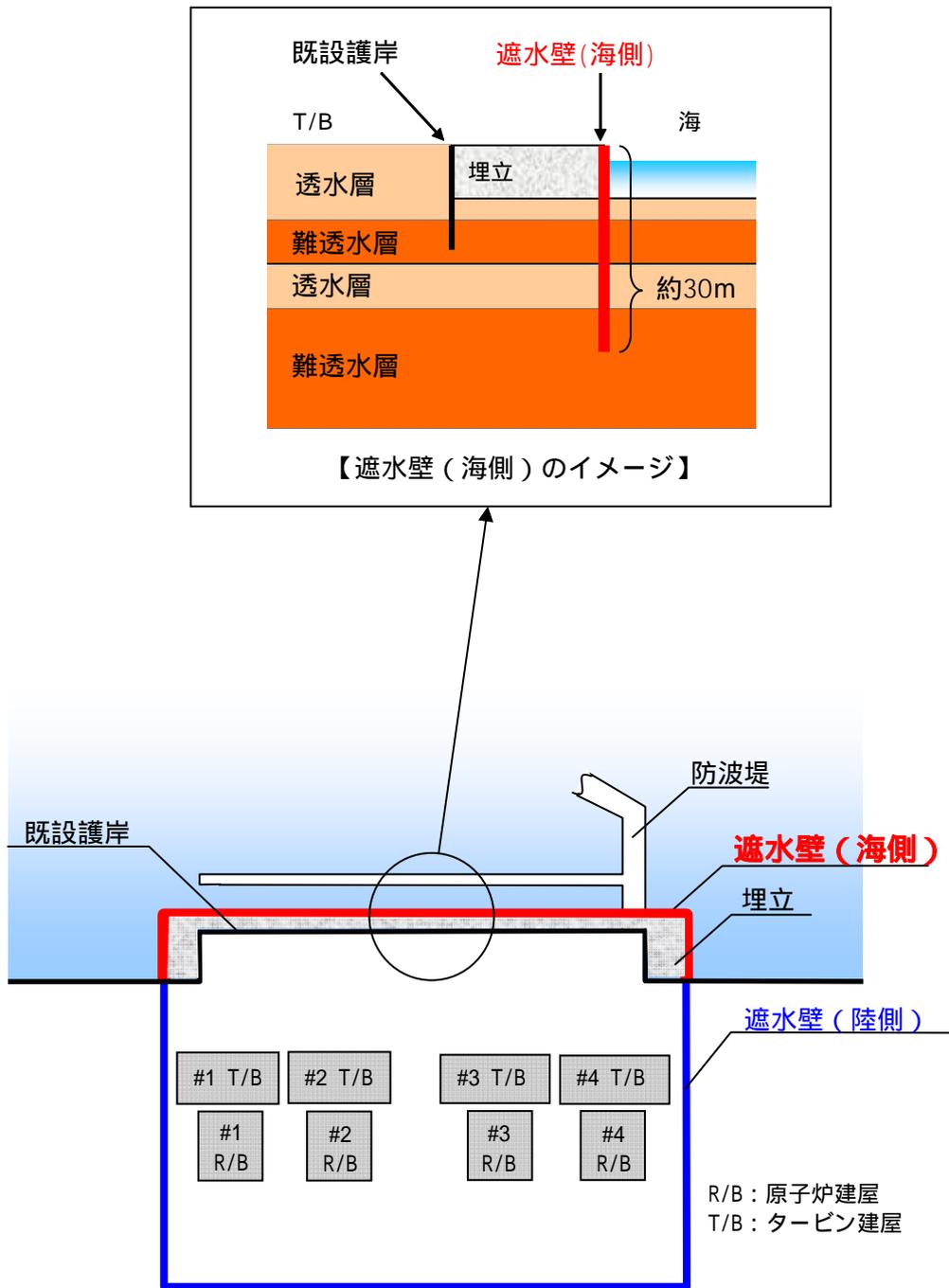


図 - 1 地下水の遮水壁のイメージ